

# 早期開始プログラム情報パンフレット

改訂：2025年8月



# 目次

早期開始プログラムへようこそ .....	5
パンフレットの対象者 .....	6
パート1：一般情報 .....	7
発達遅延とは？ .....	7
発達障害とは？ .....	7
早期開始プログラムとは？ .....	7
ランターマン法とは？ .....	8
DDS（発達障害局）とは？ .....	8
地域センターとは？ .....	9
早期開始プログラムの対象者 .....	10
暫定資格 .....	11
乳幼児にとっての早期開始プログラムのメリット .....	12
早期開始プログラムが提供しているサービスの内容 .....	13
早期開始プログラムの費用 .....	14
パート2：早期開始プログラムへの申請 .....	15
早期介入サービスが必要と思われる状態の子供または発達遅延があると考えられる子供がいる場合の対処法 .....	15
懸念事項を医師や地域センターに相談する方法 .....	15
地域センターと共有するべき有益な情報 .....	15
地域センターに電話した後のステップ .....	16
サポートを受ける他の手段 .....	18
現時点での早期開始プログラムのサービス受給資格を満たさない場合に検討できる他のオプション .....	20
パート3：早期開始プログラムへの参加 .....	22
早期開始プログラムのサービス受給資格があると判定された場合の次のステップ .....	22
早期開始プログラムSC（サービスコーディネーター）が提供するサポートの内容 .....	22
IFSP（個別家族サービス計画）とは？ .....	22
IFSP作成の仕組み .....	23
サービスの種類と内容の決定方法 .....	24
IFSP変更の可否 .....	24
IFSPタイムライン .....	24
IFSPへの署名が重要な理由 .....	24

パート4：早期開始プログラムから学校への移行.....	26
児童が3歳に達した家族に提供される支援 .....	26
早期開始プログラムからの移行に向けた計画策定方法 .....	26
パート5：親/保護者の権利について .....	28
親/保護者の権利 .....	28
苦情申し立てなどをサポートしている機関・団体.....	32
パート6：連絡先とリソース .....	34
連絡先 .....	34
早期開始プログラムに関するその他の情報 .....	37
学齢期および成人向けサービスに関するその他の情報 .....	40
医療・福祉サービスに関するその他の情報 .....	42
親/保護者の権利に関するその他の情報.....	43
用語集 .....	45

## 印刷版に関する注意：

この情報パンフレットを印刷した場合も、すべてのウェブサイトリンクにアクセスすることができます。青の下線が入ったウェブサイトリンクが表示されている箇所には、QRコードと呼ばれる黒の四角い画像が表示されています。QRコードは、携帯電話やタブレットのカメラを使用してスキャンする（読み取る）ことができます。QRコードをスキャンすると、そのQRコードに対応するウェブサイトにアクセスすることが可能となります。以下の手順に従って、QRコードをお使いください。

1. 携帯電話またはタブレットでカメラアプリを開きます。
2. カメラを四角い画像（QRコード）に向けます。
3. 画面にQRコードが表示されていることを確認します。
4. ウェブサイトへのリンクが画面に表示されます。
5. リンクをタッチすると、ウェブサイトに移動します。

このQRコードをスキャンすると、[早期開始プログラム情報パンフレット最新版が掲載されているウェブサイト](#)にアクセスすることができます。



SCAN ME

# 早期開始プログラムへようこそ

誰もが最善を尽くして育児に取り組んでいることでしょう。しかし、乳幼児の発達の仕方や速度はそれぞれに異なります。お子様の発達について懸念を抱く親/保護者の方も存在するはずです。早期開始プログラムは、そうした3歳未満の幼いお子様を支援することを目的として設立されたシステムです。愛情深い親や他の養育者の方々の懸念の解決を支援することも目的としています。

早期開始プログラムにより、お子様の出生時からの3年間を最大限有意義なものとすることができます。それぞれのお子様独自のニーズを満たすことができます。お子様にとって最も重要なスキルを習得させる上でも有益に働きます。

乳幼児の親/保護者としての役割は決して楽なものではありません。乳幼児の発達に関する懸念があれば、気が重くなってしまうのは当然のことです。それでも、産院から家に連れて帰ってきた乳幼児は今も「愛する我が子」であることに変わりありません。世界中の誰よりもお子様のことをよく把握しているのはこれまでずっと世話をしてきた方々です。早期開始プログラムが提供している家族向けの窓口を利用することで、乳幼児に対する支援の必要性を調べることができます。また、乳幼児が最良の方法で成長できる環境を構築するための支援を受けることも可能です。また、同じような境遇の方々と接することができます。お子様の成長と発達を支援する専門家チームを構築することが可能です。



乳幼児の発達が「成長の基準」とされる物差しよりも遅れるのはよくある現象です。米国では、児童6人中1人に発達遅延があると言われています。早期開始プログラムにより、発達遅延や発達障害のある生後3歳までの乳幼児を支援することができます。早期開始プログラムを活用することで、お子様の学習、成長、発達に必要な事柄をより深く理解できるようになります。早期開始プログラムのサービスは、対象となる乳幼児が新たなスキルを学習し、課題を克服することで、今後の人生で成功できる確率を高めることを目的としています。

ご自身や医師がお子様の発達遅延や発達障害を疑っている場合は、早期開始プログラムに関するこの情報を役立てください。

[早期開始プログラムに関する「よくある質問（FAQ）」](#)で詳細をご覧ください。



# パンフレットの対象者

本パンフレットは、発達遅延や発達障害の可能性がある乳幼児または発達遅延や発達障害があることが分かっている乳幼児の親や他の養育者の方々を対象としています。

専門家や他の方々は、乳幼児やその家族の支援を行う際にこの情報を活用してください。

## **本ガイドの使用方法**

本ガイドは利便性を考慮して、以下の6つのセクションに分けられています。

各自の関心事に応じて、どのセクションからでも読み始めることができます。

[パート1：一般情報](#)

[パート2：早期開始プログラムへの申請](#)

[パート3：早期開始プログラムへの参加](#)

[パート4：早期開始プログラムから学校への移行](#)

[パート5：親/保護者の権利について](#)

[パート6：連絡先とリソース](#)



# パート1：一般情報

## 発達遅延とは？

発達遅延は珍しいことではありません。児童6人中1人に発達遅延があると言われています。乳幼児が特定の能力を身につける時期はそれぞれに異なります。ある年齢で大半の児童ができる事柄ができない場合、発達遅延が疑われます。

以下の1つまたは複数の領域で発達遅延が発生する可能性があります。

- 思考と学習（認知）
- 発話と自己表現（表現的コミュニケーション）
- 言語の理解（受容的コミュニケーション）
- 感受、表現、他者との交流（社会性と感情）
- 食事、着替え、身の回りの世話などの日常生活能力（適応性）
- 歩行、動作、視覚、聴覚（視覚や聴覚を含めた身体・運動発達）



## 発達障害とは？

発達遅延は発達障害の兆候でもあります。カリフォルニア州では、発達障害は「18歳以前に発生し、生涯にわたってその特性が持続する状態」とみなされています。以下の状態が発達障害と捉えられています。

- 自閉スペクトラム症（ASD）
- 脳性麻痺
- てんかん
- 知的障害
- 学習障害、精神障害、身体障害いずれかの単一の状態ではなく、知的障害と同様の治療が必要とされるその他の状態

## 早期開始プログラムとは？

早期開始プログラムは、発達遅延や発達障害のある乳幼児がいる家庭を対象に、カリフォルニア州で早期介入サービスを提供するシステムです。

早期介入サービスにより、一般的に乳幼児が生後3年間で習得する基本的なスキルや新たな能力の習得を支援することができます。



### ランターマン法とは？

ランターマン発達障害者サービス法（Lanterman Developmental Disabilities Services Act）とは、発達障害のある人々とその家族がサービスと支援を受ける権利を保証するカリフォルニア州の法律です。同法により、地域センターとして知られる21のコミュニティベースの非営利機関からなる州横断ネットワークが創設されました。

詳細については、「[ランターマン法に関する消費者ガイド](#)」をご覧ください。



「次にどこに行けばよいのか、何をすればよいのか全く分かりませんでした。そのため、早期開始プログラムを通して、誰かに導いてもらいたかったのです」 - 親/保護者

### DDS（発達障害局）とは？

カリフォルニア州DDS（発達障害局）は、発達障害のあるカリフォルニア州民が、可能な限り制限の少ない環境で、地域社会の一員として自身で選択を行い、生産的な自立生活を送る機会を確保できるように支援活動を行う機関です。DDSは州の機関として以下を行っています。

- 指導や技術支援の提供と政策の方向性の決定
- サービス提供の調整と説明責任の監督
- 州運営サービスの管理
- 21箇所にあるカリフォルニア州地域センターとの連携に基づくサービスの提供
- リソースの提供



### 地域センターとは？

地域センターは、発達障害のある児童と成人およびその家族を対象としたサービスを手配する地域機関です。カリフォルニア州の各地域に地域センターが設置されています。それぞれの居住地に最も近い地域センターと協力を図りながら活動することになります。地域センターでは以下を行っています。

- 発達遅延や発達障害の査定
- サービスを受ける資格の判断
- 案件管理とサービス調整
- サービス提供者の監督
- 州および連邦の政策の実施

すべての地域センターは同様のプログラムを提供していますが、地域社会のニーズに合わせて、各地域センターがそれぞれに異なる方法でサービスを提供する場合があります。最寄りの地域センターの機能の仕組みを知っておくと有益に働きます。

[地域センター検索ツール](#)に郵便番号を入力して、最寄りの地域センターを検索することができます。





「地域センターは、より便利な生活を実現するために存在している機関です。ご家族がより簡単かつシンプルに道を切り開けるよう支援します。職員は皆さんをサポートすることに取り組んでいます」 - 地域センターの専門家/職員

### 早期開始プログラムの対象者

以下の条件を満たす3歳未満の乳幼児はすべて対象となります。



**発達遅延**：以下の1つまたは複数の項目で少なくとも25%の発達遅延が乳幼児にある場合

- 認知（思考と学習）
- 表現的コミュニケーション（発話と自己表現）
- 受容的コミュニケーション（言語の理解）
- 社会性と感情（感受、表現、交流）
- 適応性（食事、着替え、身の回りの世話などの日常生活能力）
- 視覚や聴覚を含めた身体・運動発達（歩行、動作、視覚、聴覚）

**リスクが確定している状態**：既知の原因により乳幼児のリスクが確定している状態で、発達遅延がある可能性が高い場合リスクが確定している状態の乳幼児には以下が含まれます。

- 発達遅延に関連する遺伝的疾患（ダウン症候群、脆弱X症候群など）がある乳幼児
- 胎児性アルコール症候群（FAS）がある乳幼児
- 聴覚、視覚、手足の使用に制限がある乳幼児

**リスクに曝されている状態**：専門家が診断したいくつのリスクにより、乳幼児に発達遅延が発生する可能性がある場合リスクに曝されている状態の乳幼児またはリスクが高い状態の乳幼児には、以下が含まれます。

- 非常に早い時期の早産（妊娠32週未満）で生まれ、出生体重が非常に低かった乳幼児
- 重篤な健康問題を抱えている乳幼児または長期入院していた乳幼児
- 出生前に薬物やアルコールに曝された乳幼児
- 重大な出生障害があった乳幼児
- ネグレクトや虐待の経験を持つ乳幼児

[\[詳細については、用語集をご覧ください\]](#)

世帯収入と移民ステータスは、早期開始プログラムのサービス受給資格には影響しません。

### **暫定資格**

以下に当てはまる乳幼児は、暫定資格を満たしている可能性があります。

- 5歳未満である
- 身体的な障害以外にも障害がある
- 以下の2つの日常生活活動が著しく制限されている
  - 着替えと食事（身辺自立）
  - 傾聴と発話（受容言語と表出言語）
  - 学習、思考、問題解決（認知の目安）
  - 歩行と動作（移動）
  - 選択する能力と乳幼児自身の望みを親/保護者に伝える能力（自己管理）

暫定資格が認められた乳幼児は、5歳になるまでランターマン法に準拠したサービスを受けることができます。5歳の誕生日を迎える前に、地域センターにより、ランターマン発達障害者サービス法で定義される発達障害と診断されるかどうかを判断するための査定が実施されます。資格基準を満たさない乳幼児は、5歳になった時点でサービスが終了します。



### **乳幼児にとっての早期開始プログラムのメリット**

早期開始プログラムは、サービスを提供することで親/保護者や養育者を支援することを目的としています。こうしたサービスの一部は、乳幼児に直接提供されます。また、乳幼児の発達やニーズを支援する方法を学ぶためのサービスも受けられる可能性があります。[\[パート3：早期開始プログラムへの参加をご覧ください\]](#)

場合によっては、地元の学区や郡教育課の事務所を通じて早期開始プログラムのサービスが提供されることがあります。聴覚障害、視覚障害、身体障害のある乳幼児がいる家庭は、地元の学区または郡教育課の事務所を通じて早期開始プログラムのサービスを利用することができます。カリリフォルニア州の一部地域では、地元の学区と地域センターの両方からサービスを受けることができる場合もあります。

#### **地域センターによる早期開始プログラム：**

- 発達遅延のある乳幼児または発達遅延や発達障害につながる可能性のある乳幼児

#### **地元の学区または郡教育課の事務所による早期開始プログラム：**

- 発達遅延や発達障害は見られないが、以下の障害のある乳幼児
  - 聴覚障害または難聴障害
  - 視覚障害（全盲または弱視）
  - 身体障害

「IFSP面談の準備を整え  
ましょう。お子様のニーズ、  
現在の懸念事項、お子様とご  
家族の支援となる事柄などを  
書き出してください」  
- 家族の権利擁護者

### 早期開始プログラムが提供しているサービスの内容

早期開始プログラムは、広範にわたるサービスを提供しています。お子様とご家族が受けることのできるサービスは、それぞれの乳幼児のニーズによって異なります。乳幼児のニーズがそれぞれ異なるために、受けるサービスも異なるということです。[[それぞれのサービスの定義については用語集をご覧ください](#)]

有資格の専門家が提供する一般的なサービスとして以下が挙げられます。

- 支援技術
- 聴覚学に基づく知識の提供
- 家族研修、カウンセリング、家庭訪問
- 摂食療法
- 健康関連サービス
- 乳幼児の能力開発サービス
- 診断/評価のみを目的とした医療サービス
- 看護サービス
- 栄養サービス
- 作業療法
- 理学療法
- 心理サービス
- サービス調整（案件管理）
- 手話およびキュードスピーチ（口の形と手・指の位置や形を使うコミュニケーション法）  
サービス
- 福祉サービス
- カスタマイズされた学習方法の指導
- 発話と言語サービス
- 交通費と関連費用の援助
- 視覚サービス



### **早期開始プログラムの費用**

家族が加入している医療保険や別のリソースで一部のサービスの費用を賄えるかどうかを確認しなければならない場合があります。必要なサービスに保険が適用されない場合は、地域センターが購入または提供できる可能性があります。Medi-Calなど、医療費の全額または大半が補償される保険に加入できる資格の有無を調べるためのリソースが用意されています。

## パート2：早期開始プログラムへの申請

### 早期介入サービスが必要と思われる状態の子供または発達遅延があると考えられる子供がいる場合の対処法

まず、地域センターに電話する、または書面の紹介状を入手することから始めてください。地域センターへの紹介状はさまざまなところから入手することができます。たとえば、お子様の主治医や保育士に依頼すること、またはご自身で作成することができます。

紹介状を提出すると、地域センターから連絡が入り、早期開始プログラムと受け入れプロセス（資格審査を含む）に関する説明が提供されます。

親/保護者が署名入りの同意書を提出した場合にのみ、早期開始プログラム加入資格の審査が行われます。



### 懸念事項を医師や地域センターに相談する方法

地域センターが懸念事項に関する相談に応じます。そして、早期開始プログラムと資格を審査するプロセスに関する情報を提供します。すべての発達領域（認知、社会性/感情、聴覚と視覚を含む微細運動と粗大運動、表現的コミュニケーションと受容的コミュニケーション、自助/適応能力）における発達が評価されます。

この[リソースを使用して、お子様の発達を心配するべき理由が存在するかどうかを調べてください。](#)



### 地域センターと共有するべき有益な情報

地域センターでは、家族主導のアプローチにより、お子様とご家族に関する情報を収集し、早期開始プログラムのサービス受給資格を審査します。そして、その情報を使用して、お子様とご家族に必要なサービスを判断します。ご家族から提供される情報は、お子様の長所やニーズ、および親/保護者の懸念を地域センターが理解する上で非常に貴重なものとなります。他の情報源から得た情報を提供することもできます。

例として、以下が挙げられます。

- ・妊娠・出産に関する情報
- ・医療保険の内容または保険証のコピー
- ・病院関係の記録や医療記録
- ・評価報告書（例：スクリーニング結果、心理学者、理学療法士、他の医療専門家による評価）
- ・EHS（早期ヘッドスタート）、家庭訪問、WIC（女性・乳幼児を対象とした特別補助的栄養支援プログラム）、デイケアからの報告書や懸念事項

提供された情報はすべて機密情報として処理されます。したがって、提供した家族の許可なしに他と共有されることはありません。



査定が実施される際には、児童発達専門家が査定プロセスに関する説明を提供します。こうした専門家には、児童心理学者、言語聴覚療法士、作業療法士、他の児童発達専門家などが含まれます。

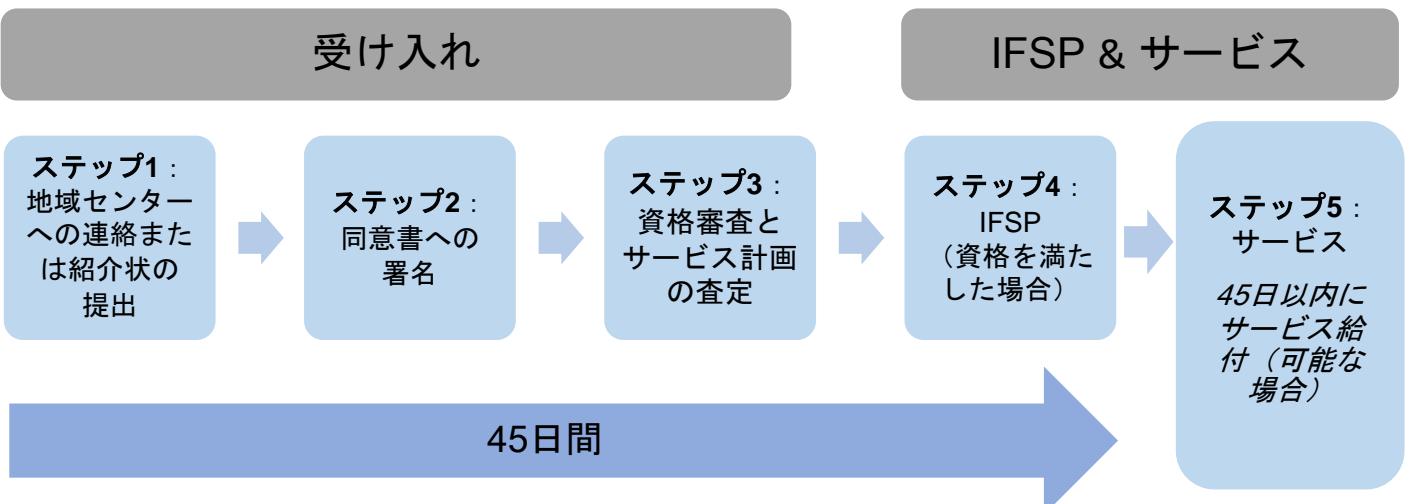
評価プロセスにおいて、専門家や担当者が以下を行う可能性があります。

- ・長所や潜在的なニーズを特定する評価の一環として、乳幼児と遊ぶ
- ・親/保護者が乳幼児と遊んでいる様子や交流の仕方を観察する
- ・乳幼児、家族、妊娠、出産に関する質問をする

お子様の査定結果は、発達遅延や発達障害のない他の同年齢の乳幼児と比較されます。お子様の結果に基づき、いずれかの領域における発達の遅れが見られる場合は、早期開始プログラムのサービスを受ける資格があると判定される可能性があります。

### 地域センターに電話した後のステップ

地域センターに最初に電話すると、その後に5つのステップがあります。ステップ1～3は「受け入れ」と呼ばれる段階で、地域センターに連絡した時点から45日以内に完了する必要があります。ステップ4～5は「IFSP（個別家族サービス計画）＆サービス」と呼ばれる段階です。お子様が早期開始プログラムを受ける資格を満たしていると判定されたら、極力早くサービスを開始する必要があります。



#### ステップ1：地域センターへの連絡または紹介状の提出

地域センターに電話すると、SC（サービスコーディネーター）または受け入れスペシャリストが割り当てられます。こうした担当者が、査定の予定の入れ方や資格審査プロセスに関する案内を提供します。SCまたは受け入れスペシャリストに、他の査定結果や診断の記録を提示する必要があります。サービスを受ける資格を満たしていると判定された場合は、お子様が早期開始プログラムのサービスとサポートを受ける上で親/保護者にとって有用となる情報をSCが案内します。

#### ステップ2：同意書への署名

資格審査を受けるには、同意書への署名が必要となります。親/保護者（親/保護者が不在の場合は、児童の教育に関する決定を法的に下すことができる人物）が、児童に査定を受けさせることに同意する旨が記載されている同意書に署名する必要があります。

### ステップ3：資格審査とサービス計画の査定

同意書への署名が済むと、お子様に早期開始プログラムのサービスを受ける資格があるかどうかを判定するための査定が行われます。プロセスの各段階で、査定を実施する担当者がその内容を説明します。査定には以下の内容が含まれます。

- 過去に受けた査定や診断の記録や報告書の再確認
  - 地域センターによる発達評価（診断評価の代わりとなる査定）
  - 資格とサービスニーズを判断する上で必要となる他の査定または評価

また、ソーシャルワーカー、心理学者、医療専門家、他の専門家など、他の地域センター職員との面談が行われる可能性もあります。受け入れ段階と査定プロセスにおいて、こうした担当者がチームとしてご家族に協力します。IFSPチームと呼ばれるこの集団には、少なくとも医師、心理学者、受け入れスペシャリストまたはSCが1人ずつ含まれます。[\[パート1：早期開始プログラムの対象者をご覧ください\]](#)

#### ステップ4：IFSP（個別家族サービス計画）

お子様に早期開始プログラムのサービスを受ける資格があると判定されると、親/保護者、SC、IFSPチームの他のメンバーが協力してIFSPを作成します。この計画書には、お子様の長所とニーズ、親/保護者の懸念事項、お子様が受けることのできる早期開始プログラムのサービスが盛り込まれます。  
[/パート3：IFSPとは？をご覧ください](#)

## ステップ5：サービス

IFSPが作成されると、早期開始プログラムは極力早急（IFSPによって特定されたサービス受給への同意書への署名時点から45日以内）に開始されます。親/保護者がSCやIFSPチームと協力を図りながら、お子様にとって最適で、ご家族のニーズに合うサービスを決定します。サービスは「自然な環境」で提供されるべきです。つまり、自宅やコミュニティ施設など、身近な場所でサービスを受けるということです。

地域センターの応答に遅れがある場合は、SCまたは受け入れスペシャリストに継続的に電話連絡し、電話した日付を記録してください。また、SCまたは受け入れスペシャリストから地域センターとの連絡について記録するように指示された内容もメモする必要があります。このプロセスにおいて地域センター側で遅延が発生した場合は、地域センター局長および/またはDDSに苦情を申し立てるることができます。[\[パート5：親/保護者の権利についてをご覧ください\]](#)

「受け入れ段階は、ご家族にとっては移行期で、信じられないほどのストレスを感じます。親/保護者は新たな情報すべてに対処する必要があるため、最初、精神的に圧倒されます。言葉の壁があり、母国語でのサポートが必要なご家族もいるでしょう」

- 家族の権利擁護者



[受け入れプロセスを説明する短いビデオ「Story of Max（マックスの物語）」](#)を視聴することができます。

### サポートを受ける他の手段

以下の機関や手段でサポートを受けることができます。



家族リソースセンターSC（サービスコーディネーター）または受け入れスペシャリストから、ご家族の連絡先情報を地域の家族リソースセンターと共有することへの同意を求められます。このセンターには、障害のある児童の親/保護者がスタッフとして勤務している可能性があります。そして、スタッフは地域センターで早期開始プログラムのサービスを受ける手順を熟知しています。こうしたス

スタッフがリソースやサポートを提供しています。こうしたサポートにより、同様の境遇にある他の家族と知り合うことができる可能性があります。以下のような詳細な情報を提供しています。

- 自身の子供に関する懸念がある場合の対処法
- 早期開始プログラム
- お子様とご家族に有益となる他の地域のリソース
- さまざまな発達遅延と発達障害

家族リソースセンターはカリフォルニア州全域に設置されています。



DDSウェブサイトの家族リソースセンターページにも、詳細情報が記載されています。



**Baby Line（ベビーライン）**：早期開始プログラムに関する情報を提供するホットライン。電話：  
800-515-BABY (800-515-2229)



**211**：カリフォルニア州の多くの郡には211ホットラインが設置されています。211では、乳幼児に関する参考情報など、さまざまなニーズに対応するリソースを提供しています。「211」とダイヤルします。または、211のウェブサイトをご覧ください。





**First 5 California（ファースト5カリフォルニア）** : First 5 Californiaは、教育、健康関連サービス、児童養育支援、他の重要なプログラムのネットワークを通じて、カリフォルニア州の児童とその家族の生活の改善に取り組んでいる団体です。詳細については、[First 5 Californiaウェブサイト](#)をご覧ください。



**地元の学区や郡教育課の事務所** : 地域センターではなく、地元の学区や郡教育課の事務所を通じて早期開始プログラムのサービスを受ける乳幼児も存在します。以下の条件を満たす児童のみを対象に早期開始プログラムを提供している学校もあります。

- 視覚障害
- 聴覚障害
- 重度の肢体不自由
- 上記の障害の組み合わせ

上記の状態のいずれかまたはすべてに該当する乳幼児がいる場合は、地元の地域センターに連絡してください。早期開始プログラムに関する学区との連絡をサポートします。

#### 現時点で早期開始プログラムのサービス受給資格を満たさない場合に検討できる他のオプション

**他のプログラムの検索** : 受け入れスペシャリストまたはSC（サービスコーディネーター）にお子様に有益となる他のプログラムについて相談してください。

- 地元の家族リソースセンターに連絡して、他のプログラムに関する情報を取得することができます。 [[パート6：連絡先とリソースをご覧ください](#)]

**査定結果への異議申し立て** : お子様の資格の有無に関する判定に同意できない場合は、異議を申し立てることができます。送付された却下通知に、異議申立フォームが同封されています。以下のいずれかの手段で、異議を申し立てることができます。

- 調停の開催を要求する
  - 調停とは、中立的な立場の第三者の介入により、地域センターとの意見の相違を解決できる非公式な方法です。
- 適正手続きによる聴聞会の開催を要求する
  - 適正手続きによる聴聞会では、地域センターの判定に誤りがあったか否かを裁判官が判断します。
- 州に対して苦情を申し立てる
  - 州に対する苦情申し立てとは、カリフォルニア州発達障害局に書面による苦情を提出することです。

**再申請** : それでもお子様にサポートが必要であると考えられる場合は、後で再度申請することができます。

早期開始プログラムの対象外となった場合も、地域センターはその地域でお子様とご家族が利用できる有益な他のプログラムに関する情報を提供します。

詳細については、「[親/保護者の権利：親/保護者向けの早期開始プログラムガイド](#)」をご覧ください。



## パート3：早期開始プログラムへの参加

### 早期開始プログラムのサービス受給資格があると判定された場合の次のステップ

早期開始プログラムのサービスを受ける上では、SC（サービスコーディネーター）と連携を図る必要があります。SCは受け入れ時にご家族に割り当てられた担当者と同じ場合もあれば、この時点で新しいSCが割り当てられる場合もあります。

### 早期開始プログラムSC（サービスコーディネーター）が提供するサポートの内容

ご家族とSCはチームとして事に当たります。SCは、ご家族と早期開始プログラムとの間の橋渡しとしての役割を果たします。SCが、お子様とご家族に対する早期開始プログラムのサービスとサポートを調整および支援します。

SCが担当する事柄には以下が含まれます。

- IFSP面談の準備を整えるまでのサポート
- IFSPに記載されているサービスとサポートを受けるための案内
- サービス受給に関する保険会社、郡役所、他のリソースとのやり取りのサポート

担当のSCがご家族に適していないと考えられる場合は、別のSCの割り当てを要求することもできます。



### IFSP（個別家族サービス計画）とは？

IFSPとは、お子様とご家族に提供されるサービスの内容をまとめた書面の計画書です。これは、お子様に早期開始プログラムのサービス受給資格があると判定された後に作成されます。



## IFSP作成の仕組み

IFSP面談で、チームが話し合ってIFSPを作成します。このチームには、親/保護者、他の家族員、SC（サービスコーディネーター）、お子様の査定を実施した担当者、サービスを提供する担当者などが含まれます。親/保護者もIFSPチームの最も重要な一員なのです。サポートを提供してくれる医師や友人など、他の人物をこの面談に参加させることもできます。また、必要に応じて、親/保護者の意見や希望の提示および権利の主張を支援してくれる擁護者を面談に招くことも可能です。

関係者全員が、IFSP面談で話し合った内容をすべて理解することが重要となります。そのため、理解できない発言などがあった場合は、その相手に説明を求めてください。親/保護者や家族の一員が英語以外のコミュニケーション手段を使用している場合は、通訳を要請することができます。SCがIFSPのコピーを提供します。

IFSPには以下の情報が含まれます。

- 乳幼児の発達状態
  - 長所：得意な事柄
  - ニーズ：遅れている事柄、行うことが困難な事柄
- 追加項目（親/保護者の同意が得られた場合）
  - 懸念事項と優先事項：お子様の成長に関する懸念や優先事項の特定
  - リソース：民間保険、他の公的補助、親戚など
  - 成果目標：お子様とご家族の目標、達成を目指す事柄
  - 移行：お子様が3歳になって早期開始プログラムが終了する場合のサポートについて

IFSPにはサービスに関する情報が含まれます。

- 提供されるサービスの種類と内容
- サービスを提供する人物・業者
- 開始時期
- サービス提供の方法（各家族の要望に応じて、対面またはリモートデジタル通信による提供が可能）
- サービスの提供期間と提供頻度
- サービス料金の支払者
- チームがお子様に期待する進歩およびその進歩の測定方法

## サービスの種類と内容の決定方法

IFSPチームが査定の結果、ご家族の懸念事項、優先事項、ご家族とお子様の成果目標の展開を検討することで、サービスの内容を決定します。成果目標を設定した後、その成果目標を達成するために必要となるサービスについてチームが話し合いを行います。特定されたサービスやサポートが確実に提供されるように手配する責任はSC（サービスコーディネーター）が担います。サービスによっては、地域センターではなく、他の機関や団体（保険会社やMedi-Calなど）から資金が提供される場合があります。

## IFSP変更の可否

IFSPは変更することができます。お子様の新たなスキル習得の進捗状況やお子様の発達に関するご家族の懸念の変化に応じて、IFSPは変更していくべきものです。IFSPは署名後も、必要性が発生した場合にいつでも変更することが可能です。

## IFSPタイムライン

地域センターに初めて連絡した時点から45日以内に、最初のIFSPを作成する必要があります。これには、お子様のスキルの査定やサービスの特定が含まれます。その後、少なくとも3ヶ月に1回、または親/保護者の希望に応じてそれ以上の頻度で、IFSPの見直しを行います。乳幼児の成長速度は非常に早く、急速に変化するため、このように面談を行うことが非常に重要となります。つまり、お子様やご家族のニーズも急速に変化する可能性があるということです。新たなニーズが発生した場合、また何らかの変化が生じた場合は、その都度IFSP面談を持つことができます。

「どのようなサービスを利用できるかを家族に完全に理解してもらうことが非常に重要となります。それぞれサービスがお子様のニーズにどのように関連しているかを把握することが大切です。ニーズが分かっていれば、それを満たすサービスを提供することができます」

- 地域センターの専門家/職員

## IFSPへの署名が重要な理由

お子様のサービスを開始する前に、IFSPに署名して計画に同意する必要があります。IFSPの中に不同意できない内容が存在する場合は、それを解決する手段があります。納得できないIFSPの内容に注意書きを記載し、まず同意できるサービスから開始することができます。SC（サービスコーディネーター）またはSCの上司に、詳細な説明を求めることが可能です。意見の相違を解決できない場合は、正式な手続きを踏んで異議を申し立てる権利行使することができます。詳細については、「[パート5：親/保護者の権利について](#)」をご覧ください。

## 調停

- 中立的な立場の「調停者」を介入させ、意見の不一致の解決に向けた面談の開催を要求することができます。
- 調停に関する情報は、[DDSウェブサイト](#)に記載されています。



## 適正手続き

- 「適正手続きによる聴聞会」の開催を要求することができます。
- 適正手続きによる聴聞会に関する情報は、[DDSウェブサイト](#)に記載されています。



## 州に対する苦情申し立て

- 連邦または州の法規制への違反が存在すると考えらえる場合は、「州に対する苦情申し立て」を提出することができます。

州に対する苦情申し立てに関する情報は、[DDSウェブサイト](#)に記載されています。

「親/保護者はどのようなサービスを利用できるかを理解する必要があります。早期開始プログラムのサービスやあらゆる可能性に関する詳細な説明を欲しているのです」

- 親/保護者



## パート4：早期開始プログラムから学校への移行

### 児童が3歳に達した家族に提供される支援

早期開始プログラムは児童が3歳になった時点で終了します。これは「移行」と呼ばれる段階です。

「移行」は3歳の時点で行われますが、少なくともその6ヶ月前から親/保護者とSC（サービスコーディネーター）がその準備に取り掛かります。地域センターを通じて提供されるサービスは、ランターマン法サービスまたはランターマンサービスと呼ばれることもあります。

下図に、早期開始プログラムとそれ以降の段階におけるサービスが示されています。これを参考にして、準備を整える必要があります。示されているサービスの多くでは、受給資格の有無を判断するための査定が必要になります。

年齢	出生～3歳 (早期開始プログラム)	出生～5歳 (暫定資格)	3歳～22歳 (青年期と成人期若年層)
教育制度を通じて提供	早期開始プログラム	早期開始プログラムおよび/または特別支援教育・早期教育	特別支援教育・一般教育(幼稚園～高校[12年生])
地域センター制度を通じて提供	早期開始プログラム、暫定資格、またはランターマンサービス*	暫定資格またはランターマンサービス*	ランターマンサービス*

\*ランターマンサービスの受給資格があると判定された場合は、年齢を問わず、サービスが生涯継続されます。

[\[用語集で定義をご覧ください\]](#)

### 早期開始プログラムからの移行に向けた計画策定方法

お子様が3歳になる時点から少なくとも90日前に、親/保護者とSC（サービスコーディネーター）がお子様の学校の担当者と面談を行って移行計画を策定します。これは「移行計画会議」と呼ばれるものです。この計画には以下のいずれかまたはすべてが含まれます。

- 必要に応じて、特別支援教育サービスを受けるための手順
- ランターマンサービスの受給資格を判断するために必要となる手順
- 以下のような他の公的サービスの受給資格を判断するために必要となる手順
  - 地元のコミュニティプログラム (EHS、First 5、Help Me Growなど)
  - 医療保険のプログラム
  - 民間資金のプログラム

一部の児童は、地域センターのサービスを引き続き受けることができます。

その資格のない児童は、3歳になった時点で、以下の3つのオプションのいずれかに進むと考えられます。

地域センターサービスと特別支援教育サービスの両方の受給資格がある

特別支援教育サービスのみの受給資格がある

地域センターサービスと特別支援教育サービスのいずれの受給資格もない

#### 地域センターサービスと特別支援教育サービスの両方の受給資格がある場合：

地域センターと学区の特別支援教育の両方のサービス受給資格が認められる場合があります。学校は教育のみを目的としたサービスを提供します。地域センターは、家庭生活や地域社会生活を営む上で必要となる支援サービスを提供します。この場合は、学校のIEP（個人教育プログラム）と地域センターのIPP（個別プログラム計画）という2つの計画が存在することになります。

- 3歳の時点で地域センターサービスの受給資格を明確に満たしていない児童でも、暫定資格により、地域センターサービスの受給資格が認められる場合があります。

#### 特別支援教育サービスのみの受給資格がある場合：

特別支援教育サービスの受給資格は満たしても、ランターマンサービスの受給資格または暫定資格が認められないために、地域センターサービスは受けることができないという可能性があります。この場合は、IEP面談を開催して提供されるサービスが計画されます。これは児童が3歳の誕生日を迎える頃に行われます。

#### 地域センターサービスと特別支援教育サービスのいずれの受給資格もない場合：

発達が同年代の児童の標準に達したために、著しい発達遅延や発達障害が見られなくなる場合があります。まだ支援が必要な状態ではあるけれども、暫定資格またはランターマンサービスや特別支援教育の受給資格を満たすほどのニーズがないと判定された場合は、SCがお子様の発達ニーズをサポートできる地域のリソースを案内します。

上記のいずれのオプションに該当する場合も、お子様には他のリソースのサービスが提供され、障害の有無に関わらず、同年代の仲間と共に地域のコミュニティプログラムに参加することができます。移行計画の策定時に、SCがこうしたプログラムを見つける方法や利用方法を案内します。

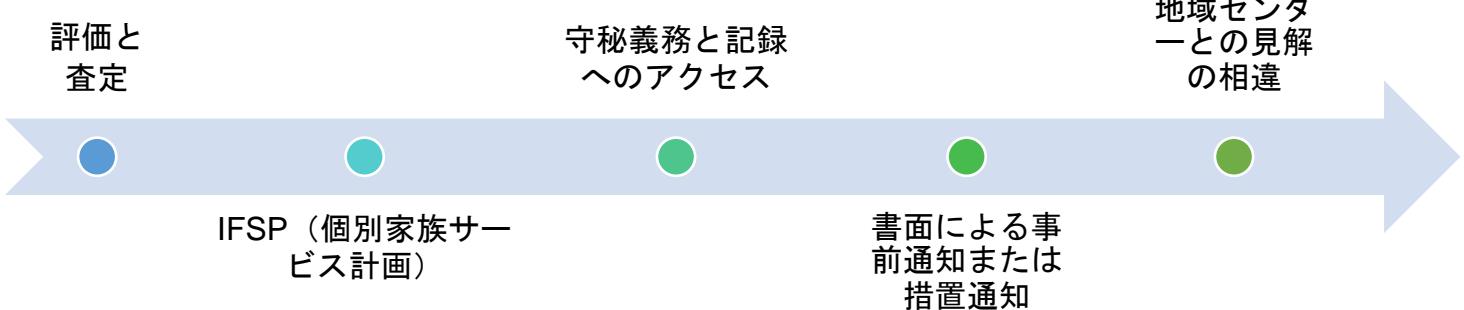


[受け入れプロセスを説明する短いビデオ「Story of Max（マックスの物語）」を視聴することができます。](#)

# パート5：親/保護者の権利について

## 親/保護者の権利

地域センター制度において、親/保護者は以下のような権利を有しています。



### 評価と査定

以下の権利が含まれます。

- お子様の査定を要求する権利
- 査定プロセスの説明を受ける権利
- 査定の実施に同意する権利
- 査定の実施を拒否する権利
- お子様の査定に立ち会う権利
- お子様の資格やサービスに関する話し合いに参加する権利

査定には以下の要件が適用されます。

- 親/保護者の希望の言語で実施すること（可能な限り）
- お子様に適していること
- 評価の有資格専門家が査定を実施すること
- お子様にとって馴染みのある環境で実施すること
- 他の記録や評価報告書の再確認を含めること
- 全開発領域を評価すること

「情報を得る権利があること、情報が存在すること、どのような形式でも入手できること、親/保護者が容易に理解できるように提示されていることを全員に通知してもらえば幸いです」  
- 親/保護者

### IFSP（個別家族サービス計画）

親/保護者はお子様のIFSPチームの対等かつ貴重な一員です。親/保護者には以下のような権利があります。

- IFSP面談に参加して、IFSP文書の作成に協力する権利
  - 親/保護者なしではIFSP面談は成り立ちません。
- 他の家族、友人、サービス提供業者、支援者などを面談に招く権利
- IFSPに同意する権利

- 親/保護者の書面による同意がなければ、サービスを開始することはできません。
- 親/保護者には考えを変える権利があります。
- 自宅など、お子様にとって馴染みのある「自然な環境」でサービスを受ける権利
  - 自然な環境でサービスが受けられない場合は、その理由の説明を要求することができます。
  - 遠隔医療ビデオ通話（ZoomやSkypeなど）などのリモートデジタル通信を通じてサービスを受けることができます。
- 親/保護者の許可と署名入りの同意書がある場合にのみ、お子様のIFSPを他の機関と共有することを許可する権利
- 措置通知を受け取る権利
  - 地域センターがサービスを拒否または変更する場合に、書面による事前通知を受け取ります。
- 希望の言語でIFSPの説明を受ける権利またはIFSPの翻訳を要求する権利（可能な限り）
  - 希望の言語への文書の翻訳を要求すること、また評価や再確認の面談に通訳を同席させることができます。



#### 守秘義務と記録へのアクセス

地域センターが取得するお子様の記録は機密情報です。これを公開することは禁止されています。これは家族の教育権とプライバシー法（FERPA）と呼ばれる法律に規定されています。こうした記録が親/保護者の許可なしに他と共有されることはありません。親/保護者にはこの法律の説明を受ける権利があります。

お子様の記録のコピーが必要な場合は、SC（サービスコーディネーター）に請求してください。書面で請求する方法が最善です。記録のコピーを請求すると、**5営業日以内にコピーが提供される**はずです。

SCと面談して、記録について話し合うこともできます。面談は、コピーを取得してから**5営業日以内に行う必要があります**。記録に不正確な情報があると考えられる場合は、親/保護者には当該情報の変更または削除を要求する権利があります。



### 書面による事前通知または措置通知

地域センターと親/保護者の間で意見の相違が発生する場合があります。その場合は、地域センターから書面による事前通知を親/保護者に送付/送信することになっています。たとえば、早期開始プログラムのサービスの受給資格、提供されるサービスの種類や容量、サービスが提供される場所などに関する意見の相違が発生する可能性があります。

措置通知には、地域センターの意向が記載されます。以下の内容が含まれています。

- 地域センターが取る措置
- 措置が行われる日付
- 決定の理由（地域センターが下した決定の裏付けとなる事実および法律/方針を含む）
- 地域センターの決定に対して異議を申し立てる方法に関する情報

### 地域センターとの見解の相違

親/保護者、SC、地域センターはチームとして活動しますが、意見の相違が生じる場合もあります。

これは以下のような場合に発生する可能性があります。

- お子様に早期開始プログラムのサービスの受給資格がないと地域センターが判断を下した場合
- 親/保護者が望まないサービスまたはお子様には不要であると考えられるサービスを地域センターが提案した場合
- 親/保護者が希望しているサービスまたはお子様に必要であると考えられるサービスを地域センターが拒否した場合
- 親/保護者がお子様に必要であると考えられるサービスを変更または停止することを希望した場合

地域センターは検討している措置を事前に書面で親/保護者に通知することになっています。通知を受け取ったら、親/保護者が意見の相違を解決する方法を選択することができます。

多くの場合、SCとの話し合いにより、意見の相違を解決することができます。誤解があった可能性、または親/保護者がお子様に関する新たな情報の提供を望んでいる可能性があります。地域センターが提供できる内容とできない内容を親/保護者がより良く理解できるように、SCがサポートを提供します。サービスの開始が遅れるのは好ましくないため、まずは一般的なサービスを試すことも一案

です。これは、医療保険会社や学区など、別のシステムから費用が支払われるサービスを指しています。

SCとの話し合いを望まない場合、または話し合っても問題を解決できない場合は、他のオプションを選択することができます。意見の相違が発生している間も、お子様のサービスは継続されます。これは「**継続性**」と呼ばれるアプローチです。異議を申し立てて方法としては、非公式な手段と公式な手段のいずれかを選択することができます。



### 非公式な手段

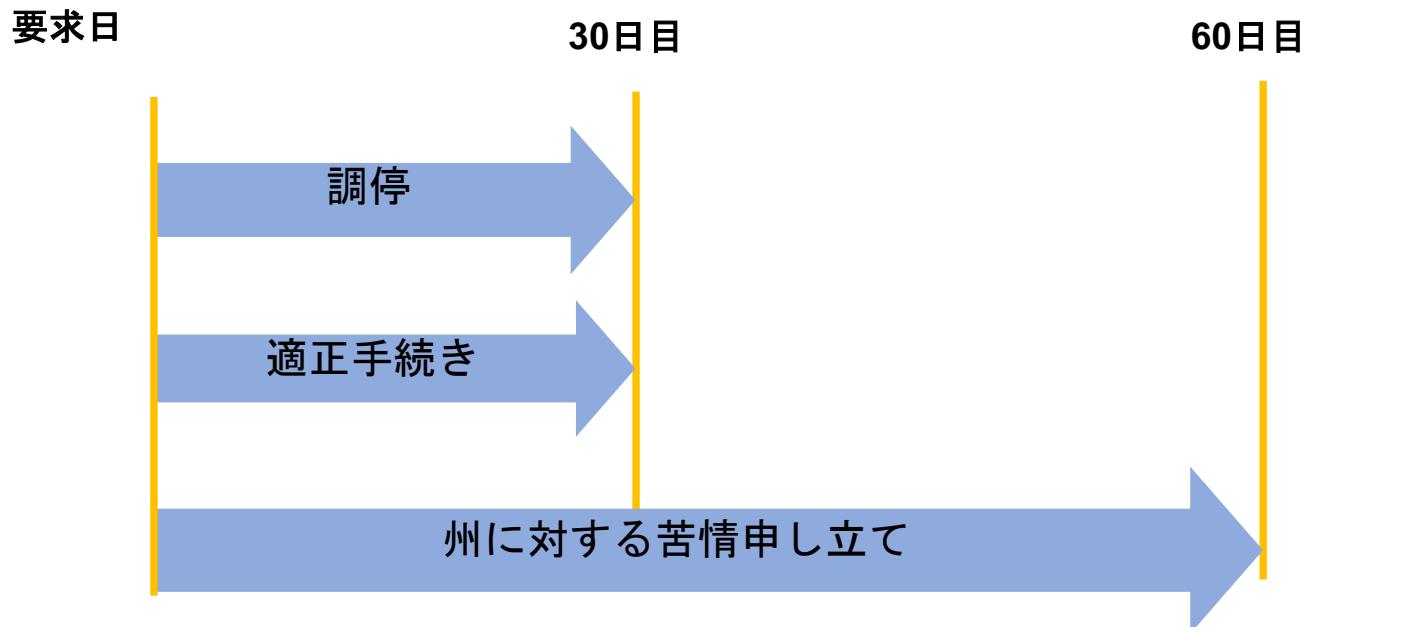
- SCの上司、早期開始プログラムマネージャー、または地域センターの幹部に相談する、または書簡を送付します。
- 地域センター経営陣に対して異議を申し立て、状況の再検討と拒否の撤回を求めます。

### 公式な手段 :

- 「調停」の開催を要求します。この場合は、「調停者」と呼ばれる中立的な立場の第三者を介入させ、親/保護者と地域センター間における意見の不一致の解決に向けた面談が行われます。調停は、調停開催の要求を行ってから30日以内に実施される必要があります。
- 適正手続きによる聴聞会の開催を要求します。この場合は、親/保護者と地域センターが裁判に出席し、地域センターが決定を覆すべきかどうかを裁判官が決定します。
  - 親/保護者が適正手続きによる聴聞会の開催を要求した場合は、裁判官は要求日から30日以内に決定を下す必要があります。
  - 適正手続きによる聴聞会の開催を要求した場合も、聴聞会の開催を待つ間に非公式の手段を講じること、また調停の開催を求めるることができます。
  - 場合によっては、聴聞会が開催される前に意見の相違を解決できる可能性があります。
  - 聽聞会開催前に親/保護者と地域センターが合意に至らなかった場合も、タイムラインは変更されません。
  - 適正手続きによる聴聞会の開催要求から30日以内に、すべてが実施される必要があります。
- 地域センターが法律に従っていないと考えられる場合は、州に対する苦情申し立てを行い、DDSに状況の再調査を依頼してください。
  - 苦情申し立てから60日以内に、州が調査を行います。

- 意見の相違について苦情を申し立てができるのは、不一致が発生してから1年以内です（1年が経過した後も申し立てが受け付けられる場合もあります）。
- 提供されるはずであったサービスの払い戻しや是正措置を求める場合は、意見の相違が発生してから3年以内に苦情を申し立てる必要があります。

[\[用語集で定義をご覧ください\]](#)



#### 苦情申し立てなどをサポートしている機関・団体

苦情の申し立て、調停の開催要求、適正手続きによる聴聞会の開催要求を行う前に、擁護者や弁護士に相談することが勧められます。親/保護者が法律や自身の権利をより良く理解できるようにサポートを提供している機関や団体が存在します。必要に応じて、代理人としての役割を果たしてくれる場合もあります。

サポートを提供している機関・団体には以下が含まれます。

- [OCRA \(Office of Clients' Rights Advocacy\)](#) : DRC (ディスアビリティ・ライツ・カルフォルニア) のプログラムです。法的な助言を提供し、代理人としての役割を請け負います。各地域センターが所在する地域にはOCRA弁護士が存在しています。



- [DRC（ディスアビリティ・ライツ・カルフォルニア）](#)：障害のあるカリフォルニア州民の権利を保護および擁護する業務を連邦政府から任命されている機関です。親/保護者が法律や自身の権利をより良く理解できるようにサポートを提供しています。



- [SCDD（州発達障害評議会）](#)：障がい者の支援を目的として、連邦政府が資金を提供しているプログラムです。親/保護者が地域センター制度をより良く理解できるようにサポートを提供しています。また、サービスを擁護することができます。カリフォルニア州の13箇所に地方事務所が設置されています。



# パート6：連絡先とリソース

## 連絡先

[DDSウェブサイト](#)にアクセスして、検索ウィンドウに郵便番号を入力すると、最寄りの地域センターを見つけることができます。

ロサンゼルス郡の郵便番号を検索するには、[LA郡] タブをクリックします。



## 重要な連絡先

### 地域センター

名称：

電話番号：

電子メール（代表）：

### SC（サービスコーディネーター）

氏名：

電話番号：

電子メール：

### SCの上司

氏名：

電話番号：

電子メール：

### 地元の家族リソースセンター

名称：

電話番号：

電子メール：

ウェブサイト：

**DDS（発達障害局）**

[DDSウェブサイト](#)



[DDSウェブサイトの早期開始プログラム情報ページ](#)



Baby Line（ベビーライン）：800-515-BABY (800-515-2229)

**OCRA（Office of Clients' Rights Advocacy）**

**州事務所**

[OCRAウェブサイト](#)



北カリフォルニア：800-390-7032 (TTY : 877-669-6023)

南カリフォルニア：866-833-6712 (TTY : 877-669-6023)

**OCRA（Office of Clients' Rights Advocacy）地方事務所**

電話番号：

電子メール：

**DRC（ディスアビリティ・ライツ・カルフォルニア）**

[DRCウェブサイト](#)



電話番号：800-776-5746

TTY：800-719-5798

**SCDD（州発達障害評議会）**

[SCDDウェブサイト](#)



電話番号：(916) 263-7919

無料ダイヤル：(833) 818-9886

**SCDD（州発達障害評議会）地方事務所**

電話番号：

電子メール：

## 早期開始プログラムに関するその他の情報

### カリフォルニア州のリソース：

リソースリンク	連絡先	提供されている情報
<a href="#">DDS（発達障害局）ウェブサイトの早期開始プログラムページ</a>  	DDS（発達障害局） - 早期開始プログラム  電話番号：800-515-BABY  電子メール： <a href="mailto:earlystart@dds.ca.gov">earlystart@dds.ca.gov</a>	よくある質問（FAQ）、最寄りの早期開始プログラムのサービスを見つけることができる地域センター検索ツールなど、早期開始プログラムに関する多くのリソース
<a href="#">早期開始プログラムに関する「よくある質問（FAQ）」</a>  	DDS（発達障害局） - 早期開始プログラム	早期開始プログラムに関する「よくある質問（FAQ）」の回答
<a href="#">自身の児童または養育している児童に対する特別支援の必要性が懸念される理由</a>  	DDS（発達障害局） (カリフォルニア教育省との提携)	児童の発達に関する事実情報が記載された2ページの詳細な情報シート
<a href="#">早期開始/早期介入に関するリソースの中央ディレクトリ</a>  	CEITAN（カリフォルニア早期介入技術的支援ネットワーク）  電話番号：916-492-4012	支援が得られる場所、対象者/資格、早期開始プログラムへの紹介状の入手法、早期開始プログラムの提供機関/提供業者に関する情報など

## カリフォルニア州のリソース（続き）：

リソースリンク	連絡先	提供されている情報
<a href="#">FRCNCA（カリフォルニア州家族リソースセンターネットワーク）ウェブサイト</a>  	FRCNCA（カリフォルニア州家族リソースセンター・ネットワーク） 電話番号：916-993-7781 電子メール： <a href="mailto:info@frcnca.org">info@frcnca.org</a>	早期開始プログラム家族リソースセンター全47箇所へのリンクと用語集
<a href="#">DRCウェブサイト</a>  	DRC（ディスアビリティ・ライツ・カルフォルニア） 電話番号：800-776-5746 TTY：800-719-5798	早期開始プログラムに連絡して利用する際に有用となる家族の権利に関する情報（資格や移行および早期開始プログラムのサービスの提供方法に関する州法など）
<a href="#">聴覚障害または難聴障害のある乳幼児を持つ親/保護者向けリソースガイド</a>  	CDE（カリフォルニア州教育省）	聴覚障害教育で使用される言語、コミュニケーションツール、教育アプローチについて、親/保護者の視点に沿った包括的な情報が記載されている完全なリソースガイドの概要の紹介

## 全米のリソース：

リソース	連絡先	提供されている情報
<a href="#">CPIR：リソースライブラリ</a>  	CPIR（親/保護者向け情報＆リソースセンター） 電話番号：973-642-8100	カリフォルニア州だけでなく、全米の早期介入と特別支援教育に関する情報

## 早期開始プログラムからの移行に関するその他の情報

## カリフォルニア州のリソース：

リソース	連絡先	提供されている情報
<a href="#"><u>乳幼児期特別支援教育からの移行に関するハンドブック</u></a>  	CDE（カリフォルニア州教育省）  電話番号：916-319-0800	早期開始プログラムから就学前児童対象の特別支援教育への移行について理解する上で有益となる情報とリソース
<a href="#"><u>効果的な乳幼児期の移行：3歳児の移行ガイド — 早期開始プログラムから就学前施設への移行</u></a>  	DDS（発達障害局）  電話番号：800-515-BABY (800-515-2229)  電子メール： <a href="mailto:earlystart@dds.ca.gov">earlystart@dds.ca.gov</a>	3歳時点で発生する早期開始プログラムから他のサービスへの移行を効果的に行うことができるよう、家族と乳幼児をサポートすることを目的としたガイド。移行に必要な要素と推奨される実践方法の両方を記載
<a href="#"><u>ビデオ：早期開始プログラムからの移行：IFSPからIEP/IPPへ</u></a>  	PHP（ペアレンツ・ヘルピング・ペアレンツ）  電話番号：855-727-5775	早期開始プログラムからの移行に関するビデオ
<a href="#"><u>プリント：早期介入</u></a>  	SCDD（州発達障害評議会） - サンバーナーディーノ事務所  電話番号：909 890-1259  電子メール： <a href="mailto:sanbernardino@scdd.ca.gov">sanbernardino@scdd.ca.gov</a>	移行プロセスとタイムラインに関するプリント

## カリフォルニア州のリソース（続き）：

リソース	リンクと連絡先	提供されている情報
<a href="#">First 5 California（ファースト5 カリフォルニア）ウェブサイト</a> 	電話番号：916-263-1050 電子メール： <a href="mailto:info@ccfc.ca.gov">info@ccfc.ca.gov</a>	First 5 Californiaは、包括的な教育、健康関連サービス、児童養育支援、他の重要なプログラムのシステムを通じて、カリフォルニア州の児童とその家族の生活の改善に取り組んでいる団体
<a href="#">211ウェブサイト</a> 	電話番号：211	「2-1-1」は、24時間年中無休で地域の医療や福祉サービスと州民をつなぐ無料の情報および紹介を提供するサービス

## 学齢期および成人向けサービスに関するその他の情報

### カリフォルニア州のリソース：

リソース	リンクと連絡先	提供されている情報
<a href="#">Family Involvement &amp; Partnerships（ファミリー・インボルブメント&amp;パートナーシップ）ウェブページ</a> 	CDE（カリフォルニア州教育省） 電話番号：916-319-0800	障害のある児童の親/保護者および家族向けのリソースとサポート
<a href="#">DDSウェブサイトの地域センター情報</a> 	DDS（発達障害局） 電話番号：833-421-0061 電子メール： <a href="mailto:info@dds.ca.gov">info@dds.ca.gov</a> TTY：711	地域センターに関する情報および発達障害に関する他の情報

--	--	--

## カリフォルニア州のリソース（続き）：

リソース	リンクと連絡先	提供されている情報
<a href="#"><u>DRCウェブサイトの特別支援教育に関する情報</u></a> 	DRC（ディスアビリティ・ライツ・カルフォルニア） 電話番号：800-776-5746 TTY：800-719-5798	特別支援教育に関する一般的なリソース

リソース	リンクと連絡先	提供されている情報
<a href="#">カリifornia州の親/保護者センターの検索</a> 	CPIR（親/保護者向け情報&リソースセンター） 電話番号：973-642-8100	PTI（保護者研修＆情報センター）とCPRC（コミュニティ保護者リソースセンター）へのリンク。PTIとCPRCは、特別支援教育（早期開始プログラムを含む）に関する情報、リソース、研修を提供。このリンクを使用して、地元のセンターを検索可能

## 全米のリソース：

リソース	リンクと連絡先	提供されている情報
<a href="#">Parents and Families (ペアレンツ&amp;ファミリー) ウェブページ</a> 	ED（米国教育省） 電話番号：202-245-7459	カリifornia州だけでなく、全米の特別支援教育に関する家族向けリソース

## 医療・福祉サービスに関するその他の情報

### カリifornia州のリソース：

リソース	リンクと連絡先	提供されている情報
<a href="#">加入者向けMedi-Cal ウェブページ</a> 	DHCS（保健医療サービス局） Medi-Calヘルpline 800-541-5555 電話番号：916-636-1980	Medi-Calに関する情報
<a href="#">CDSS (カリifornia州社会福祉部門) ウェブサイト</a>	CDSS 電話番号：916-651-8848	さまざまなサービス（在宅支援サービスを含む）に関する情報

リソース	リンクと連絡先	提供されている情報
		

## 全米のリソース：

リソース	リンクと連絡先	提供されている情報
<a href="#">SSA（社会保障庁/連邦機関）ウェブサイト</a> 	SSA 電話番号：800-772-1213	補足的保障所得（SSI）と社会保障に関する情報

## 親/保護者の権利に関するその他の情報

### カリフォルニア州のリソース：

リソース	リンクと連絡先	提供されている情報
<a href="#">親/保護者の権利に関するウェブページ</a> 	CDE（カリフォルニア州教育省） 電話番号：916-319-0800	権利と手続的保護措置に関する情報

リソース	リンクと連絡先	提供されている情報
<a href="#">親/保護者の権利：親/保護者向けの早期開始プログラムガイド</a>  	DDS（発達障害局） 電話番号：800-515-BABY (800-515-2229)  電子メール： <a href="mailto:earlystart@dds.ca.gov">earlystart@dds.ca.gov</a>	カリフォルニア州の早期開始プログラムを規制する州と連邦の法規制などに関する情報
<a href="#">SERR（特別支援教育に関する権利と責任）ウェブページ</a>  	DRC（ディスアビリティ・ライツ・カルフォルニア） 電話番号：800-776-5746  TTY：800-719-5798	特別支援教育を受ける資格を得る方法、特別支援教育サービスの要求と擁護を行う方法、学区の方針に同意できない場合の対処法
<a href="#">RULA（ランターマン法に基づく権利）ウェブページ</a>  	DRC（ディスアビリティ・ライツ・カルフォルニア） 電話番号：800-776-5746  TTY：800-719-5798	ランターマン法に基づくサポートとサービスに関する権利および地域センターとサービス提供者に関する権利を理解する上で有益となる情報や支援

## カリフォルニア州のリソース（続き）：

リソース	リンクと連絡先	提供されている情報
<a href="#">SCDD（州発達障害評議会）ウェブサイト</a>  	電話番号：916-263-7919  無料ダイヤル：833-818-9886  <a href="mailto:council@scdd.ca.gov">council@scdd.ca.gov</a>	発達障害のある人々とその家族に必要なサービスとサポートが確実に提供される環境を確立することを目的として、州法と連邦法に基づき独立した州機関として設立されたSCDDは、擁護活動、能力開発、制度改革を通じて、消費者と家族を基盤とした個別のサービスやサポートなどの支援システム実現に向けて取り組む機関

# 用語集

**アメリカ手話（ASL）(American Sign Language [ASL]) :**  
手や顔の動きで表現する視覚言語。

**支援技術(Assistive Technology) :**  
障害のある児童や成人のスキルを向上、維持、改善することを目的として使用される物体、機器、手段。

**聴力評価(Audiology Evaluation) :**  
聴覚学者によって実施される聴力検査。

**聴覚学者（聴覚の問題に携わる専門家）(Audiologist [Hearing Doctor]) :**  
聴覚の仕組みに関する専門知識を持つ専門家。聴覚障害/難聴障害やバランスの問題の検査・診断を行い、患者やその家族と協力して問題解決に取り組むことができる。

**自閉スペクトラム症（ASD）（従来の名称：自閉症）  
(Autism [also called Autism Spectrum Disorder or ASD]) :**  
他者との交流、コミュニケーション、学習、行動に不具合が見られる発達障害。

**擁護者(Advocate) :**  
他者の利益を支持または代理として表明する人物。擁護者は必要に応じて、面談への参加、正式な要求書の作成、提案の提供など、援助やサポートを提供することができる。誰でも擁護者になることは可能であるが、弁護士資格がない場合は法的助言は提供できない。

**擁護（アドボカシー）(Advocacy) :**  
児童やその家族の利益と権利を支援する行為。

**聴覚学(Audiology) :**  
聴覚障害/難聴障害の特定、サービスの提供、障害の予防に取り組む学問。

**リスクに曝されている状態(At-Risk) :**  
将来的に、学習や発達に影響を及ぼし得る発達上の問題を抱える可能性のある児童を指す用語。

**査定(Assessment) :**  
以下の事項を特定するために使用される初期および継続的な手順。

- 独自のニーズと長所、およびそのニーズを満たす上で適したサービス
- 家族のリソース、優先事項、懸念事項、および障害のある乳幼児の発達上のニーズを満たすための家族の能力を高めるために必要なサポートとサービス

**査定チーム(Assessment Team) :**  
意思決定を行うために必要となる情報を収集する集団。チームには、親/保護者の他に、心理学者、言語療法士、作業療法士、理学療法士、看護師、教師などが含まれる。

**脳性麻痺 (CP) (Cerebral palsy [or CP]) :**

児童の運動能力、身体のバランス、筋肉のコントロール能力に影響を与える発達障害。

**児童養育支援(Childcare) :**

親/保護者または成人介護者が仕事や研修、または他の用事で出かけている間に児童の世話を提供するサービス。

**CCS (カリフォルニア州児童サービス) (California Children's Services [CCS]) :**

特定の疾患や健康上の問題を抱える児童を対象とした州のプログラム。このプログラムでは、21歳以下の児童・成人が必要な医療とサービスを受けることが可能。特別な医療ニーズのある児童に対処できる医師や介護方法などの訓練を受けた医療関係者を紹介する。

**同意書への署名(Consent) :**

「同意」とは、親/保護者がプログラムを提供する機関などに与える許可。一般的に書面で行われる。同意は常に任意であり、親/保護者は隨時その同意を取り消すことが可能。

**コミュニケーション(Communication) :**

会話以外の方法も含めた意思疎通の手段。音、言葉、またはボディランゲージなどの物理的な合図を通じて、一方から他方に伝達されるあらゆる形式のメッセージ。

**守秘義務(Confidentiality) :**

法律によって許可または要求される場合を除き、児童やその家族に関する個人情報を本人の許可なく開示しないという義務。情報共有に対する同意は常に任意であり、親/保護者は隨時その同意を取り消すことが可能。

**発達(Developmental) :**

児童の成長の進歩または段階。

**発達遅延(Developmental Delay) :**

同年齢の他の児童に比べて、期待されているスキルの習得が遅い児童を指す用語。

**発達記録(Developmental History) :**

座る、歩く、話すなど、スキルの向上に応じて児童の学習の進歩に関する情報を書き記した記録。

**スキル発達の目安(Developmental Milestone Skills) :**

一般的に特定の年齢で習得するスキル。

**発達検査(Developmental Tests) :**

同年齢の他の児童の発達状態との比較により、児童の発達を測定する検査。

**障害(Disability) :**

発達遅延、または児童の発達遅延につながる可能性が非常に高い身体的または精神的な状態。

**早期介入(Early Intervention) :**

長期的に困難な状態が持続するのを防止するために、できる限り早期の段階で提供される一連のサービスとサポート。

**資格(Eligibility) :**

プログラムのサービスを受けるために満たす必要のある児童の状態の要件。

**てんかん(Epilepsy) :**

脳の活動に影響を与え、発作を引き起こす発達障害。

**リスクが確定している状態(Established Risk) :**

原因が判明しており、将来的に学習や発達に影響を及ぼす可能性のある発達上の問題が発生し得る児童を指す用語。

**評価(Evaluation) :**

児童の学習ニーズ、長所、興味に関する情報を収集する行為。プログラムまたはサービスを受ける資格の有無を判断するプロセスの一部。

**家族研修、カウンセリング、家庭訪問(Family Training, Counseling, and Home Visits) :**

乳幼児を持つ家族がその児童の世話/介護のニーズを理解し、児童の発達を促進できるように支援するサービス。

**摂食療法(Feeding Therapy) :**

特に摂食、咀嚼、摂取、吸啜、嚥下に困難を抱える乳幼児の食事の機能改善を目的とする療法。

**摂食療法士(Feeding Therapist) :**

摂食療法を提供する専門家。一般的には、作業療法士または言語聴覚療法士がこれに該当。

**家族サポート(Family Support) :**

全般的な家族の支援。この支援には、助言や情報の提供、また親/保護者がサービスの選択肢をより良く理解できるように補助を提供するサービスなどが含まれる。

**家族リソースセンター(Family Resource Center) :**

リスクに曝されている状態の乳幼児または発達遅延/発達障害のある乳幼児の家族が、情報やサポートを取得し、他の親/保護者や家族との交流によって情報を得ることができる場所。

**微細運動(Fine Motor) :**

発育の一端として、身体の小さな筋肉（最も一般的には手や指）を使う運動。例として、物をつまむ、物を持ち上げる、鉛筆を握る、服のボタンを留めるという行為が挙げられる。

**一般的なサービスとサポート(Generic Services and Supports) :**

すべての児童が利用できる地方、州、連邦機関のリソース。これには、Medi-Calや社会保障、およびEHS（早期ヘッドスタート）などの学校提供のプログラムのサービスが含まれる。

**粗大運動能力(Gross Motor Skills) :**

座る、歩く、バランスを取る、ボールを投げるなど、身体、腕、脚の大きな筋肉群を使う動作。

**健康関連サービス(Health Services) :**

他の早期介入プログラムのサービスが児童に有益に働くようにする上で必要となる健康関連サービス。

**在宅サービス(Home-based Service) :**

自宅で提供されるサービスや療法/治療。

**家庭訪問(Home Visits) :**

早期開始/介入プログラムのサービスの計画や提供を目的とした専門家による家庭訪問。

**乳幼児の能力開発サービス(Infant Development Services) :**

乳幼児のさまざまな発達分野における能力開発を促進するサービスおよび活動。

**IFSP（個別家族サービス計画）(IFSP [Individualized Family Service Plan]) :**

児童と家族に提供されるサービスに関する書面の計画書。家族とチームの協力の下で作成。

**知的障害（ID）(Intellectual disability [or ID]) :**

児童の学習能力や日常生活（自身の世話）に影響を及ぼす発達障害。

**IEP（個人教育プログラム）(Individualized Education Plan [IEP]) :**

児童の特別支援教育サービスに関する書面の計画書。

**乳児(Infant) :**

出生から1歳児までの児童。18ヶ月以下の児童または歩き始めていない児童が乳児とみなされる場合もある。

**在宅レスパイトサービス(In-Home Respite) :**

介護の手を休めて休息を取る時間を家族に提供することを目的として、自宅で提供されるサービス。

**通訳・翻訳サービス(Interpreter and Translator Services) :**

英語から家族の主要言語への面談時の通訳および文書（IFSP）や資料の翻訳サービス

**調停(Mediation) :**

親/保護者と地域センター間の意見の相違を解決することを目的とする話し合い。

**Medi-Cal(Medi-Cal) :**

カリフォルニア州のMedicaid（メディケイド）医療プログラム。これは収入や資産が限られている児童・成人または特定の生活状況にある児童・成人を対象としたプログラムで、さまざまな医療サービスの費用に適用される。Medi-Calは連邦税と州税によって賄われるプログラム。性別、人種、宗教、肌の色、国籍、性的指向、婚姻状況、年齢、障害、軍歴の有無を問わず、Medi-Cal

への加入を申請可能。一旦資格があると判定・決定されると、資格要件を満たす限り、Medi-Calへの加入を維持することができる。

### 診断/評価のみを目的とした医療サービス

#### (Medical Services [for diagnostic/evaluation purposes only]) :

児童の発達状態および早期介入プログラムのサービスの必要性を判断するために、診断または評価目的で医師免許のある専門家が提供するサービス。

### 運動発達(Motor Development) :

身体や身体の部位を使った児童の身体的能力の状態。運動能力の発達とも呼ばれる。

### 運動能力(Motor Skills) :

身体を動かして調整する能力。発達する乳幼児の運動能力は大きく分けて以下の2種類。

- 物を持ち上げる、物を置く、手を叩く、フォークやスプーンを使う、指でつまんで食べ物を食べるなど、小さな筋肉を使う微細運動能力
- 這う、登る、蹴る、スキップするといった粗大運動能力

### 自然な環境(Natural Environment) :

乳幼児とその家族が日常的に訪れる場所や環境。これには、自宅や幼稚園、または地元の公園や図書館といった地域社会の場所などが含まれる。

### 看護サービス(Nursing Services) :

健康上の問題を予防し、健康と発達を促進するサービス。これには、処方薬や治療の投与が含まれる場合がある。

### 栄養サービス（「食事」を参照）(Nutrition Services [see feeding]) :

児童の栄養ニーズに対応するための適切な計画の策定と監督を支援するサービス。

### 作業療法士（OT）(Occupational Therapist [OT]) :

微細運動能力、視覚運動協応、感覚処理、舌癒着症、上唇癒着症、摂食障害に関する専門家。

### 作業療法(Occupational Therapy) :

食事、着替え、手を使う活動など、有資格の作業療法士が児童の微細運動や日常的な作業を支援するサービス。

### 自宅外レスパイトサービス(Out of Home Respite) :

介護の手を休めて休息を取る時間を家族に提供することを目的として、自宅外で提供されるサービス。

### 同年代の仲間(Peers) :

同じ世代または同じ発達レベルの児童。友達とは限らない。児童が社会性や社会的なスキルを身につける上で、仲間と触れ合うことが重要となる。

### 心理サービス(Psychological Services) :

心理学者が児童の発達を査定または検査して、検査結果を解釈するサービス。

**理学療法士（PT）(Physical Therapist [PT]) :**

転がる、這う、歩く、登るといった運動能力を中心とする粗大運動能力の専門家。知覚運動協応に関する支援を提供することも可能。

**理学療法(Physical Therapy) :**

有資格の理学療法士が提供するサービス。這う、歩く、飛び跳ねるといった粗大運動や日常的な作業を支援する。知覚運動協応に関する支援を提供することも可能。

**身体障害(Physical Disability) :**

身体発達に影響を及ぼす障害。

**暫定資格(Provisional Eligibility) :**

発達障害の兆候が見られない3歳～4歳の（まもなく3歳になる）児童に認められる可能性のある資格。発達段階で特に脆弱な時期にある児童に対する地域センターサービスの遅延を回避し、格差を縮小することを目的とする。

**サービス調整（案件管理）(Service Coordination [Case Management]) :**

障害のある乳幼児とその家族に必要なサービスが確実に提供されるように、SC（サービスコーディネーター）が提供する支援および手配。

**手話およびキュードスピーチ（口の形と手・指の位置や形を使うコミュニケーション法）サービス(Sign Language and Cued Language Services) :**

手話、キュードスピーチ、音声言語/口頭言語の指導および手話/キュードスピーチの通訳などを提供するサービス。

**福祉サービス(Social Work Services) :**

親/保護者や他の家族を対象とした個別カウンセリングやグループカウンセリング、および乳幼児と親/保護者を対象とした適切な社会性育成活動を提供するサービス。

**カスタマイズされた学習方法の指導(Specialized Instruction) :**

遊びベースの学習。乳幼児に関する専門家がカスタマイズした学習計画を用いて、児童が楽しい学習体験を通して目標を達成できるように導く方法を親/保護者に指導するサービス。

**言語聴覚療法士（SLP）(Speech Language Pathologist [SLP]) :**

表現的コミュニケーションと受容的コミュニケーション、児童の言葉や合図、児童の理解力に関する専門家。

**言語聴覚療法(Speech/Language Therapy) :**

コミュニケーション能力の開発を促すサービス。児童のコミュニケーション能力と社会的機能能力の向上を目的として、言語聴覚療法士または言語聴覚士助手が提供する支援。

**療法(Therapy) :**

地域センターはそれぞれの児童に固有のニーズに合わせた療法を提供することが可能。これには、作業療法、理学療法、言語療法などが含まれる。

**移行(Transition) :**

3歳に達した児童が早期介入プログラムのサービスから、就学前児童対象の特別支援教育やコミュニティプログラムなどの他の乳幼児期サポート/サービスに移行するプロセス。

**交通費と関連費用の援助(Transportation and Related Costs) :**

コミュニティプログラムへの参加を目的とした交通費を自力で賄えない家族を対象に、地域センターが提供しているさまざまな支援のオプション。

**視覚障害(Vision Impairment) :**

視力の低下により、眼鏡などの用具を用いても視覚に影響を及ぼす障害。これには、全盲と弱視の両方が含まれる。

**視覚サービス(Vision Services) :**

特定の視覚障害、視覚遅延、乳幼児期の発達に影響を及ぼす視覚能力の診断など、視覚機能の評価と査定を提供するサービス。